

尼崎市障害福祉計画（第6期）における成果目標（案） 【国指針との比較】

1 施設入所者の地域生活への移行

① 令和5年度末における地域生活への移行者数

計画		考え方	数値等
第5期	国の基本指針	① 平成28年度末時点の施設入所者数397人から9%（36人）以上移行することを基本とする ② 第4期計画で定めた数値目標の未達成分（9人）を加える	45人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標の3割程度で設定	13人以上
	実績値	平成29年度～令和2年度における地域移行者見込数	(13+α)人
第6期	国の基本指針	① 令和元年度末時点の施設入所者数390人から6%（24人）以上移行することを基本とする。 ② 第5期計画で定めた数値目標の未達成分（0人）を加える	24人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標の7割程度で設定	17人以上

② 令和5年度末における施設入所者の削減数

計画		考え方	数値等
第5期	国の基本指針	① 平成28年度末時点の施設入所者数397人から2%（8人）以上移行することを基本とする ② 第4期計画で定めた数値目標の未達成分（4人）を加える	12人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標の半分程度で設定	6人以上
	実績値	令和2年度における施設入所見込者（389人）	8人
第6期	国の基本指針	① 令和元年度末時点の施設入所者数390人から1.6%（7人）以上移行することを基本とする ② 第5期計画で定めた数値目標の未達成分（0人）を加える	7人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定	7人以上

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	計画	考え方	数値等
第5期	国の基本指針	令和2年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ以上の地域生活支援拠点等を整備することを基本とする	少なくとも1か所を整備
	計画値	平成30年1月に整備した、当該拠点機能が円滑かつ効果的に進むよう取り組む	1か所 (面的整備型)
	実績値	令和2年度末における拠点整備見込数	1か所 (面的整備型)
第6期	国の基本指針	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする	1か所以上の確保 年1回以上実施
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定	現在の拠点を確保 年1回以上実施

3 福祉施設から一般就労への移行等

① 令和5年度中の一般就労への移行者数

		考え方	目標
第5期	国の基本指針	平成28年度の一般就労者数31人の1.50倍(47人)以上とすることを基本とする	47人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定	47人以上
	実績値	令和2年度の一般就労移行者見込数 (※令和元年度の一般就労移行者数と同数を見込む) ・うち、就労移行支援については、30人 ・うち、就労継続支援A型については、13人 ・うち、就労継続支援B型については、6人	51人
第6期	国の基本指針	令和元年度の一般就労者数51人の1.27倍(65人)以上とすることを基本とする ・うち、就労移行支援については、1.30倍以上 ・うち、就労継続支援A型については、1.26倍以上 ・うち、就労継続支援B型については、1.23倍以上	65人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定 ・うち、就労移行支援については、39人以上 ・うち、就労継続支援A型については、17人以上 ・うち、就労継続支援B型については、8人以上	65人以上

② 令和5年度中の一般就労移行者における就労定着支援事業の利用割合

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	令和5年度における就労移行支援等を通じて一般就労に移行する者(65人以上)のうち、7割(46人以上)が就労定着支援事業を利用することを基本とする	46人以上
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定	46人以上

③ 令和5年度末における市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の割合

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする	7割以上
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定	7割以上

4 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

		考え方	目標
第5期	国の基本指針	令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする	1か所以上設置
	計画値	設置済みの当該センター機能が円滑かつ効果的に進むよう取り組む	3か所
	実績値	令和2年度末における設置見込数	3か所
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする	1か所以上設置
	計画値	設置済みの当該センター機能が円滑かつ効果的に進むよう取り組む	3か所

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

		考え方	目標
第5期	国の基本指針	令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする	利用できる体制を構築
	計画値	提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努める	4か所以上
	実績値	令和2年度末における指定事業所見込数	5か所
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする	利用できる体制を構築
	計画値	提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努める	5か所以上

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

		考え方	目標
第5期	国の基本指針	令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする	それぞれ1か所以上確保
	計画値	支援体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努める	それぞれ2か所以上
	実績値	令和2年度末における指定事業所見込数 ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所	2か所 6か所
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする	それぞれ1か所以上確保
	計画値	支援体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努める ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所	2か所以上 6か所以上

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

		考え方	目標
第5期	国の基本指針	平成30年度末までに、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする	市町村ごとに設置（圏域での設置も可）
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定	市または圏域で設置
	実績値	令和2年度末における設置及び配置状況 ・関係機関等の協議の場 ・医療的ケア児等コーディネーター	設置 配置（4人）
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする	市町村ごとに設置（圏域での設置も可）
	計画値	設置・配置済みの協議の場と医療的ケア児等コーディネーター（4人）の機能が円滑かつ効果的に進むよう取り組む	現在の機能を確保

5 相談支援体制の充実・強化等

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする ※ 基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する	実施及び、体制の確保
	計画値	基幹相談支援センターの機能により、当該支援の実施及び実施体制の確保に取り組む	現行の機能により、実施及び体制を確保

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

		考え方	目標
第6期	国の基本指針	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制（※）を構築することを基本とする ※ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制 ※ 指定事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制	実施体制の構築
	計画値	国の基本指針に定める目標どおりに設定	令和5年度末までに、実施体制を構築

以上